

# 特定廃棄物関係 ガイドライン

素案

## 目次

第1章	概要	1
1.1	用語の定義	1
1.2	放射性物質汚染対処特措法の目的	3
1.3	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準	3
1.3.1	廃棄物の種類	4
1.3.2	指定廃棄物の収集・運搬の概要	7
第2章	特定廃棄物の保管基準	8
2.1	特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管の基準	8
2.1.1	保管場所の要件	8
2.1.2	特定廃棄物の飛散・流出防止	11
2.1.3	公共の水域及び地下水の汚染の防止	15
2.1.4	雨水又は地下水の浸入防止	18
2.1.5	悪臭の発散防止	20
2.1.6	害虫発生防止	20
2.1.7	特定廃棄物とその他の物との混合防止	21
2.1.8	石綿を含有する特定廃棄物等の混合防止	22
2.1.9	腐敗性特定廃棄物の保管方法	24
2.1.10	放射線障害防止	29
2.1.11	地下水中の事故由来放射性物質濃度の測定・記録	33
2.1.12	放射線量の測定・記録	34
2.1.13	保管に関する記録の保存	35
2.2	基準適合特定廃棄物の保管の基準	39
2.2.1	保管場所の要件	39
2.2.2	特定廃棄物の飛散・流出防止	40
2.2.3	公共の水域及び地下水の汚染の防止	44
2.2.4	悪臭の発散防止	44
2.2.5	害虫発生防止	45
2.2.6	基準適合特定廃棄物とその他の物との混合防止	45
2.2.7	石綿を含有する基準適合特定廃棄物の混合防止	46
2.2.8	腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管方法	47
2.2.9	地下水中の事故由来放射性物質濃度の測定・記録	47
2.2.10	放射線量の測定・記録	48
2.2.11	保管に関する記録の保存	48
第3章	特定廃棄物の収集及び運搬の基準	51
3.1	指定廃棄物に関する収集・運搬基準	51
3.1.1	健康被害及び生活環境に係る被害の防止	51
3.1.2	容器等に収納した運搬の必要な措置	52

(1) 運搬車の構造による対応	52
(2) 運搬容器での対応	55
3.1.3 雨水浸入の防止	59
3.1.4 悪臭・騒音又は振動による生活環境保全上の支障の防止	59
3.1.5 他の物と区分	60
3.1.6 施設設置時の生活環境の保全	60
3.1.7 運搬車及び運搬容器からの飛散・流出・悪臭の防止	61
(1) 特定廃棄物からの飛散の防止	61
(2) 特定廃棄物の流出の防止	61
(3) 特定廃棄物及び特定廃棄物からの悪臭の防止	62
3.1.8 運搬車を用いた場合の収集・運搬	62
(1) 表示	62
(2) 書面の備え付け	63
3.1.9 放射線遮蔽	68
(1) 線量当量率の測定	68
(2) 遮へい	68
3.1.10 事故時の対応のために必要な器具・装置等の携行	70
(1) 携行する器具等	70
(2) 事故時の対応	72
(3) 事故等の未然防止	72
3.1.11 石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等及び特定ばいじんの区分した収集・運搬	73
3.1.12 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の留意点	73
3.1.13 記録の作成・保存	74
第4章 中間処理の基準	75
4.1 特定廃棄物の中間処理基準	75
4.1.1 基準が適用される場合	75
4.1.2 特定廃棄物の処分【一般規定】	76
4.1.3 特定廃棄物の焼却	77
4.1.4 特定廃棄物の破砕	79
4.1.5 特定廃棄物の処理に伴う排ガス又は排水の測定・濃度監視	80
4.1.6 周辺への影響のモニタリング	81
4.1.7 記録の作成・保存	82
4.1.8 基準適合特定廃棄物（指定廃棄物の指定基準以下）の処分の基準	85
第5章 埋立処分の基準	86
5.1 特定廃棄物の埋立基準の概要	86
5.2 埋立処分の基準（100,000Bq/kgを超えるもの）	87
5.3 埋立処分の基準（8,000Bq/kg超～100,000Bq/kg以下のもの）	87
5.3.1 埋立ての基準、放射線量の測定等	88
(1) 埋立ての基準	88
(2) 放射線量の測定	90

(3) 害虫の発生防止	91
(4) 生活環境の保全	91
(5) 廃酸、廃アルカリの埋立処分	91
5.3.2 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所での埋立て	92
(1) 土壌層の敷設	92
(2) 特定廃棄物の固型化	94
(3) 損傷しにくい容器	95
(4) 不透水性土壌層	96
(5) 埋立ての方法	97
(6) 雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた場所で埋立処分を行う場合	100
(7) 鉄筋コンクリートその他の材質で造られた容器に収納して埋め立てる場合	101
(8) 溶出する事故由来放射性物質の量が少ないものの埋立て	102
(9) 水との接触の低減	105
5.3.3 公共の水域及び地下水と遮断されている場所での埋立て	106
5.3.4 必要な設備と放流水及び地下水の測定	107
(1) 特定廃棄物を埋め立てる場合に必要な設備	107
(2) 放流水の水質の維持	108
(3) 放流水の水質検査	109
(4) 地下水の水質検査	109
5.3.5 記録と保存	112
5.3.6 一日の埋立作業終了時の措置	113
5.3.7 埋立終了時の措置	113
5.4 基準適合特定廃棄物の埋立処分の基準 (8,000Bq/kg 以下のもの)	114
5.4.1 埋立処分に係る基準	114
5.4.2 基準適合特定廃棄物の埋立処分を行う場合の措置	115
5.4.3 土壌層、一層の厚さ、特定ばいじんの埋立処分	116
(1) 土壌層の敷設	116
(2) 一層の厚さ	116
(3) 特定ばいじんの埋立処分	117
5.4.4 記録と保存	119
5.5 基準適合特定廃棄物 (公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないもの) の埋立処分の基準	120
5.5.1 埋立処分の基準	120
5.5.2 地下水及び浸透水の措置	121
5.5.3 記録と保存	122
5.6 海洋投入の禁止	123
第6章 禁止事項及び罰則	124
6.1 汚染廃棄物等の投棄の禁止	124
6.2 特定廃棄物の焼却の禁止	124
6.3 業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止	124

6.4	基準に適合しない保管等が行われた場合の命令等.....	124
-----	-----------------------------	-----

## 第1章 概要

### 1.1 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を示す。

用語	説明
法	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)
規則	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号)
汚染廃棄物対策地域	その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。(法第11条第1項)
対策地域内廃棄物	汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。)(法第13条第1項)
指定廃棄物	水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である焼却施設及び集落排水施設から生じた廃棄物であつて、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと見られる場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。(法第16条～第18条)
特定廃棄物	対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(法第20条)
災害廃棄物	本ガイドラインでは、東日本大震災により生じた廃棄物(地震や津波により倒壊した建物の残骸や津波により大破した自動車・船舶等。)を指す。
汚染廃棄物等	対策地域内廃棄物、指定廃棄物又は除去土壌(法第46条)
土壌等の除染等の措置	事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(法第2条第3項)
除去土壌	除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌(法第2条第4項)
除去土壌等	除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(法第31条第1項)
除染等の措置等	土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分(法第25条第1項)
除染特別地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。(法第25条第1項)
汚染状況重点調査地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域として、環境大臣が指定を行う地域。(法第32条第1項)
除染実施計画	汚染状況重点調査地域内の区域であつて、法に基づく調査結果等から、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等の実施に関して定める計画。都道府県知事又は市町村の長が策定する。(法第36条第1項)
除染実施区域	除染実施計画の対象となる区域(法第35条第1項)
特定廃棄物等	特定廃棄物及び特定廃棄物から生ずる汚水

WDSガイドライン	廃棄物情報の提供に関するガイドライン(平成18年3月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
指定基準	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準。事故由来放射性物質の放射能濃度が8000Bq/kgであることを指す。
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
一次受託者	国から特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者(規則第23条第1項)
石綿含有特定廃棄物	石綿が含まれている特定廃棄物(特定廃石綿等を除く。)であって環境大臣が定めるもの(規則第23条第1項)
特定廃石綿等	廃石綿(特定廃棄物であるものに限る。)及び石綿が含まれ、又は付着している特定廃棄物であって、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの(規則第23条第1項)
特定ばいじん	ばいじん(特定廃棄物であるものに限る。)(規則第23条第1項)



## 1.2 放射性物質汚染対処特措法の目的

この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下、「事故」という。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的としている(法第1条)。

## 1.3 特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準

### (水道施設等における廃棄物の調査)

#### 法第16条第1項

次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 水道施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者 当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 二 公共下水道であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者 当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生汚泥等
- 三 工業用水道施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用水道事業者 当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 四 第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者(市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあつては、管理者)又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置者 当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
- 五 集落排水施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する者 当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

### (特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

#### 法第17条第1項

環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

### (特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)



### 法第18条第1項

その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

### 法第19条

国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

### 規則第14条

法第17条第1項の環境省令で定める基準は、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第5条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム134についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下であることとする。

法第16条第1項において、一定の要件に該当する水道施設、下水道、廃棄物処理施設の管理者等は、これらの施設から生じた汚泥、焼却灰等の廃棄物の汚染の状況について調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないとされている。また、法第18条において、その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査を行い、事故由来放射性物質による汚染状態が指定基準に適合しないと思料する者は、環境大臣に対し、指定廃棄物として指定をすることを申請することができることとされている。

環境大臣は、法第16条又は第18条に基づく調査の結果、事故由来放射性物質による汚染状態が一定の基準（指定基準）に適合しないと認められる廃棄物を、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定することとされている。

さらに、法第19条において、この指定を受けた廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）は、国が収集、運搬、保管及び処分を行うこととされている。

## 1.3.1 廃棄物の種類

### 法第2条第2項

法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、気体状の排出物を除くすべての汚物及び不要物等が対象となる。

具体的には、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物として、下記に示すようなものが発生する

ことが考えられる。

- ・ 石炭がら、焼却炉の残渣（主灰・飛灰）、炉清掃掃出物、その他焼却残渣
- ・ 排水処理汚泥、活性汚泥法による余剰汚泥、洗車場汚泥等
- ・ 畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の糞尿
- ・ 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
- ・ 稲わら、剪定枝、堆肥、鉄くず、廃木材など



表 1-1 保管基準の概要

	保管基準の内容	1. 指定廃棄物の保管基準 (現場等)	2. 特定廃棄物の保管基準 (現場以外)		3. 除染廃棄物の保管基準 (現場)
		8,000Bq/kg 超え	8,000Bq/kg 超え	8,000Bq/kg 以下	8,000Bq/kg 以下
1	保管場所の要件 (囲いや掲示板の設置)	適用	適用 (掲示板の要件有り)	適用 (掲示板の要件有り)	適用
2	廃棄物の飛散・流出防止	適用 (容器への収納・梱包等が必要)	適用 (容器への収納・梱包等が必要)	適用	適用
3	公共の水域及び地下水の汚染の防止	適用	適用	適用	適用
4	雨水又は地下水の浸入防止	適用	適用	適用せず <sup>※1</sup>	適用せず <sup>※1</sup>
5	悪臭の発散防止	適用	適用	適用	適用
6	害虫発生防止	適用	適用	適用	適用
7	特定廃棄物等とその他の物との混合防止	適用	適用	適用	適用せず
8	石綿を含有する廃棄物等の混合防止	適用	適用	適用	適用
9	腐敗性廃棄物の保管方法	適用	適用	適用	適用
10	放射線障害防止	適用	適用	適用せず <sup>※2</sup>	適用せず <sup>※2</sup>
11	放射線量の測定・記録	適用 (保管開始前後)	適用 (7日に1回以上)	適用 (7日に1回以上)	適用 (保管開始前後)
	周縁地下水の水質検査	適用せず	適用	適用	適用せず
12	放射線量の測定の記録の保存	適用	適用 (保管場所廃止まで)	適用 (保管場所廃止まで)	適用
13	保管に関する記録の保存	適用せず	適用	適用	適用せず

※1 水との接触を低減するための措置。8,000Bq/kg を超えるものは、より安全性を確保するため、水との接触をできるだけ低減し、廃棄物から放射性物質 (セシウム) の溶出を防止することを目的に、運搬から最終処分まで、一連で水との接触の低減措置を講じるようにしたもの。

なお、8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理について、雨水により流出するおそれのある廃棄物や汚水の発生のおそれのある廃棄物を屋外で保管する場合等には、飛散・流出の防止の規定 (保管基準2) 及び汚水による公共の水域・地下水の汚染防止の規定 (保管基準3) が適用され、雨等により水と懸濁して廃棄物が流出することや、廃棄物から生じた汚水が流出・地下浸透することは規制される。

※2 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、特別な遮へい措置を講ずることを要しないことから覆土等の遮へい措置を規定しない。



### 1.3.2 指定廃棄物の収集・運搬の概要

指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、特定廃棄物収集運搬基準（規則第 23 条）に従い、指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならないとされている（法第 20 条）。

対象となる指定廃棄物の発生元及び想定される廃棄物の例を表 1-1 に示す。

なお、除染土壌の収集・運搬は本ガイドラインの対象外である。

表 1-1 指定廃棄物として発生する廃棄物の発生元及び想定される廃棄物の例

発生元等	想定される廃棄物
水道施設等	汚泥等の堆積物、発生汚泥、ばいじん、焼却灰その他燃えがら等
廃棄物処理施設	ばいじん、焼却灰その他燃えがら
一般事業者、市民等	稲わら・草木類、家畜排泄物、堆肥等
除染を行う土地	草木類、金属くず、プラスチックその他

## 第2章 特定廃棄物の保管基準

### 2.1 特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管の基準

#### 2.1.1 保管場所の要件

##### 規則第24条第1項第2号

保管は、第十五条第一号イに掲げる要件を満たし、かつ、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（対策地域内廃棄物に該当するもの及び法第十七条第一項の規定による指定に係るものに限る。）を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 特定廃棄物の保管の場所である旨

(2) 保管する特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物又は腐敗し、若しくはそのおそれのある特定廃棄物（以下「石綿含有特定廃棄物等」という。）が含まれている場合は、その旨を含む。）

(3) 緊急時における連絡先

(4) 屋外において特定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、前号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

##### 規則第15条第1号イ

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する特定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

#### 【対策の趣旨】

特定廃棄物の保管場所とその他の場所とを明確に区別し、関係者以外の立ち入りを防止するため、保管場所の周囲を囲うとともに、掲示板を設けて、特定廃棄物の保管場所であることを示す必要がある。

#### <対策の例>

囲いについては、以下の例による。

【中間処理施設の敷地内など、関係者以外の出入りがない場所での保管の場合】

保管場所の範囲を明確に示すため、カラーコーンを配置する（図 2-1）、ロープを張る（図 2-2）等の措置をとる。

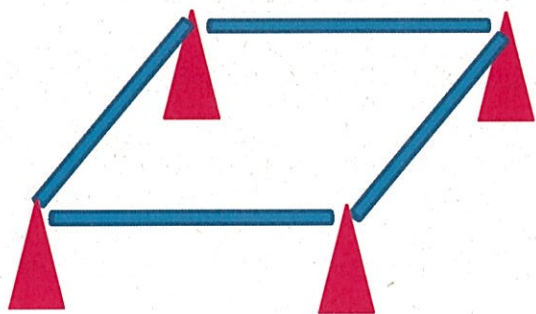


図 2-1 カラーコーン（例）

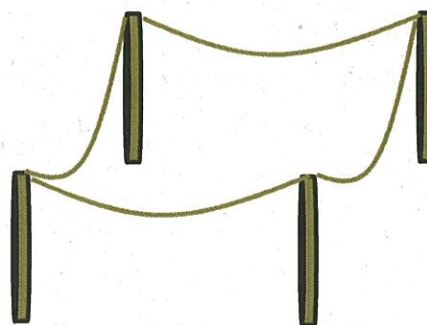


図 2-2 ロープ（例）

（留意点）

風雨等の影響を受ける場所の場合は、囲いが飛ばされたりすることのないように固定する等の措置をとる必要がある。

【仮置場など、関係者以外の出入りがある場所での保管の場合】

保管場所に人がみだりに立ち入ることを防ぐために、鉄線柵（図 2-3）、ネット柵、金属製フェンス（図 2-4）等による囲いを設ける。

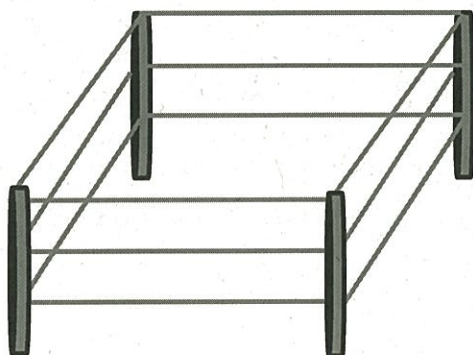


図 2-3 鉄線柵（例）

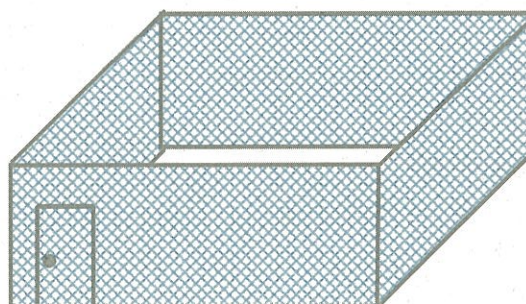


図 2-4 フェンス（例）

（留意点）

- ・ フェンス等を設置した場合は、保管の場所の周辺に人がみだりに立ち入ることを防ぐため、施錠管理を行うことが望ましい。
- ・ 保管する特定廃棄物の荷重が直接フェンス等にかかる場合は、当該荷重に耐えうるだけの構造耐力を有するフェンス等を選択する必要がある。
- ・ 風雨等の影響により、フェンス等が倒れたりすることのないように施工する必要がある。
- ・ 放射線防護の観点から、後述「2.1.10 放射線障害防止」の基準に従って囲いの位置を調整する等の措置をとる。

- ・ 掲示板は、図 2-5 の例による。

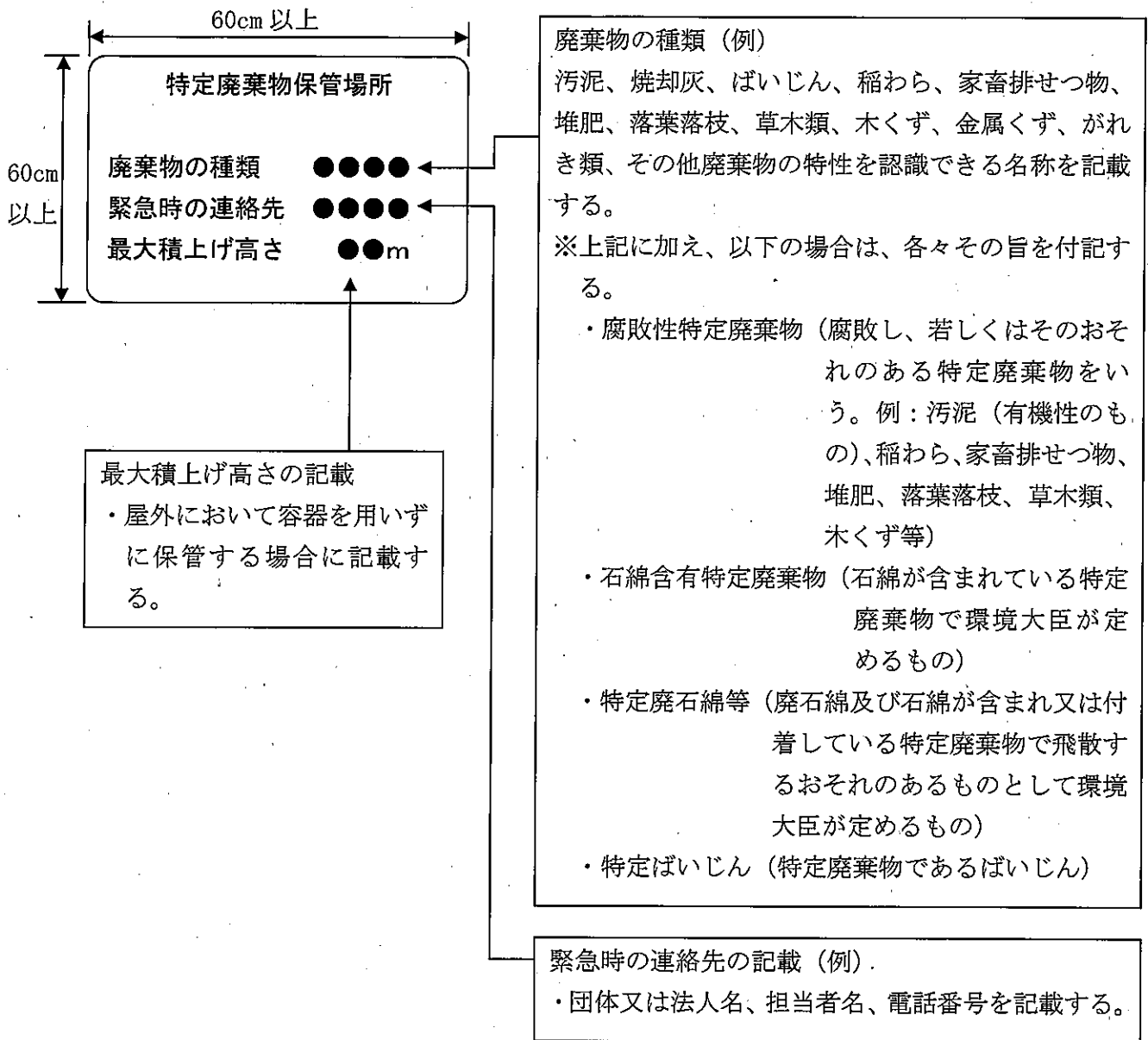


図 2-5 掲示板 (例)



## 2.1.2 特定廃棄物の飛散・流出防止

### 規則第24条第1項第1号

第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

### 規則第15条第1項第2号

保管の場所から特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 容器に収納し、又はこん包する等必要な措置を講ずること。

ロ 屋外において特定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特定廃棄物の高さが、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する特定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

### 【対策の趣旨】

保管場所から特定廃棄物が飛散、流出することによる事故由来放射性物質の二次汚染を防止するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることのないようにするため、崩落防止、火災防止をはかるとともに、特定廃棄物が飛散、流出等を防止する措置を講ずる必要がある。

## ＜対策の例＞

- ・ 特定廃棄物の種類によって、適切な容器への収納又はこん包等の措置を講ずるとともに、崩落防止、火災防止等の観点から、適切な積上げ高さで保管を行う。
- ・ 廃棄物収納後の容器については、収納した廃棄物の種類、採取場所、採取日時等を表示し（例えば、容器に荷札を付ける、容器の側に立札を立てる等を行う）、また、これらの廃棄物の情報は別途リストを作成、記録し、管理することが望ましい。

### （フレキシブルコンテナへの収納）

- ・ 焼却灰、ばいじんなどの粉状の廃棄物を収納するのに適している。
- ・ 汚泥等の水分を多く含む特定廃棄物を収納する場合は、積上げによる自重によって汚水が浸み出すことのないように、積上げ保管はできるだけ避ける必要がある。ただし、コンテナに保管している場合など、汚水が流出しない保管場所においては、この限りではない。
- ・ フレキシブルコンテナの種類は、表 2-1 のとおりであり、収納する廃棄物の特性や、想定される保管期間等を考慮して選択する必要がある。焼却灰やばいじんなどの水分の少ない廃棄物や、比較的軽量の廃棄物の保管などの場合は、基本的に一般的なクロス形（図 2-6）で対応可能と考えられるが、保管が一定の期間（複数年）にわたる場合や、水分を多く含む廃棄物や比較的重量のある廃棄物を収納する場合は、ランニング形（図 2-7）等の耐久性の高いものを用いることが望ましい。
- ・ フレキシブルコンテナを積み上げ保管する場合は、崩落防止や、破損防止の観点から、原則として、積み上げ高さ 2～3 メートル（2～3 段積み）までとすることが望ましい。ただし、腐敗のおそれのある廃棄物の場合は、2 メートル程度（フレキシブルコンテナ 2 段積み程度）までとするなど留意が必要である。（後述「2.1.9 腐敗性特定廃棄物の保管方法」参照）

表 2-1 フレキシブルコンテナの種類

フレキシブルコンテナの種類	特 徴 等
クロス形※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワンウェイを想定して利用されているため、一定の期間屋外で保管する場合などフレキシブルコンテナの耐久性に懸念がある場合は、耐候性（例えば UV 加工）を有するフレキシブルコンテナを利用するか、耐候性シート（紫外線劣化防止）で覆うなどの配慮が必要である。</li> <li>・ ランニング形と比較して防水性に劣る。水分を含む特定廃棄物の保管にあたっては、内袋付き、内側コーティング等のタイプとする必要がある。</li> </ul>
ランニング形※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 充てん、排出を繰り返して使用することを想定。</li> <li>・ 耐候性、防水性にも優れるため、保管期間が一定の期間（複数年）にわたる場合でも対応可能。</li> </ul>

※JIS Z 1651 による。

※上記の他、JIS 適合確認されていない土嚢に類するバッグも市販されている。使用にあたっては保管の条件に適していることを確認した上で選択する必要がある。





図 2-6 クロス形 (例)



図 2-7 ランニング形 (例)

(メーカーパンフレットより)

#### (ドラム缶への収納)

- ・ 汚泥等の水分の多い特定廃棄物の保管によって、周辺への汚水の流出のおそれがある場合や発火のおそれがある場合には、ドラム缶を選択することが望ましい。
- ・ 有機性汚泥、家畜排せつ物、堆肥、草木類、落葉落枝等の腐敗性特定廃棄物について、特に腐敗のおそれが高い場合は、発酵に伴う蓄熱のおそれがあることから、フレキシブルコンテナによる収納を避け、ドラム缶（蓋付き）等の耐熱性の優れた容器に収納することが望ましい。
- ・ ドラム缶は主として金属材料で作られているため、保管が一定の期間（複数年）にわたる場合には、腐食への配慮（ケミカルドラム缶の採用等）が必要である。

#### (プラスチック袋への収納)

- ・ 少量の草木類や落葉落枝等の収納にあたっては、一定の強度を有するプラスチック袋（耐久性に配慮し、家庭用ごみ袋等は避けること。）の使用も考えられる。
- ・ 収納にあたっては、二重にこん包するなどプラスチック袋が破れないように注意を払うとともに、保管が一定の期間にわたる場合には、より耐久性の高い容器（ドラム缶等）に収納する必要がある。

#### (こん包用ネット等によるこん包)

- ・ 稲わらなどの農地における廃棄物については、こん包用ネット等によりこん包することで、廃棄物の飛散等の防止を図るとともに、倉庫やビニルハウス等の屋内で保管することが望ましい。
- ・ こん包にあたっては、こん包材の隙間から廃棄物が飛散・流出することがないように、廃棄物の全面を覆うようにこん包することが必要である。

#### (着脱式コンテナへの収納)

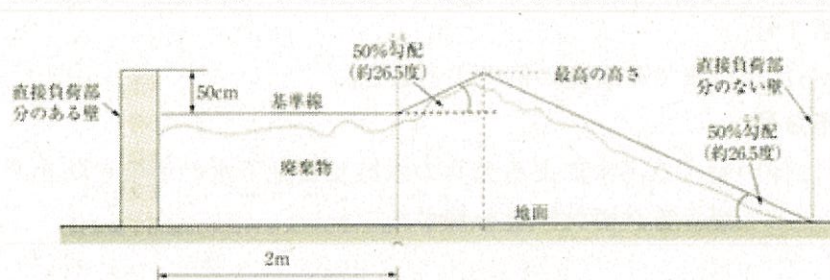
後の可搬性を考慮し、フックロール車等への着脱が可能なコンテナへ収納する場合、天井部分の覆いがないため、飛散流出防止及び雨水浸入防止のための防水シートによる覆い等が必要である。



### (屋外で容器を用いずに保管する場合)

- ・ 廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、シート（後述の遮水シートで併用も可能）で覆うことにより飛散防止等を図るとともに、省令で定める高さ<sup>注)</sup>を超えて、積上げを行わないこと。
- ・ シートで覆うにあたっては、風雨等によるまくれやズレ等を防ぐため、地面又は廃棄物にしっかりと固定して覆うこと。

注) 屋外で容器を用いずに保管する場合の特定廃棄物の積み上げ高さ



- ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下
  - ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接、囲いに負荷がかかる場合は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm の線以下とし、2m 以上の内側は勾配 50%以下とする。（勾配 50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約 26.5 度）
- （財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページより

### (建屋内で容器を用いずに保管する場合)

廃棄物を建屋内で容器を用いずに保管する場合は、特定廃棄物以外の廃棄物と混ざったり、建屋内に廃棄物が散在したり建屋外へ流出することのないよう留意する必要がある。

### (石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等)

- ・ 特定廃石綿等を収納する容器は、石綿等の飛散防止の観点から、「十分な強度を有するプラスチック袋（厚さ 0.15 ミリメートル以上のものが望ましい）で二重こん包する」か又は「堅牢な容器（ドラム缶等の密閉容器）に収納する」こととする。
- ・ 石綿含有特定廃棄物についても、二重袋に入れる、又は、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

（「石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 2 版」（平成 23 年 3 月環境省）より）

### (参考) 容器に収納した廃棄物を貨物用コンテナ等で保管する場合

- ・ 廃棄物を収納したフレキシブルコンテナやドラム缶を貨物用コンテナ等に収納することにより、飛散、流出等の防止を徹底することができる。
- ・ 腐敗性廃棄物をコンテナ内で保管するにあたっては、火災防止等の観点から、温度の上昇や有機物の腐敗によって発生するガスの充満等を避けるため、換気に配慮することが必要である。

### (参考) 容器に収納した廃棄物を建屋内で保管する場合

- ・ フレキシブルコンテナやドラム缶に収納した廃棄物や、こん包した稲わら等については、

屋内保管を行うことにより飛散、流出等の防止を徹底することができる。

- 腐敗性廃棄物の屋内保管を行うにあたっては、火災防止等の観点から、建屋内温度の上昇や有機物の腐敗によって発生するガスの充満等を避けるため、換気に配慮する必要がある。

### 2.1.3 公共の水域及び地下水の汚染の防止

#### 規則第 24 条第 1 項第 1 号

第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

#### 規則第 15 条第 1 項第 3 号

特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

#### 【対策の趣旨】

保管場所周辺の公共の水域や、地下水の汚染を防止するため、特定廃棄物の保管場所の外への流出、地下への浸透を防ぐ必要がある。

#### <対策の例>

- 汚泥等の水分の多い特定廃棄物の保管によって、周辺への汚水の流出のおそれがある場合には、ドラム缶等の密閉性の高い容器を選択することが望ましい。
- 汚水漏出のおそれがある地下に浸透するおそれのある場合は、遮水シートの設置等の措置を行う。この場合、汚水の受け皿（適切な排水先（排水溝等）、吸着材等）が確保されていることを確認する。
- 遮水シートや密閉性の高い容器に破損が確認された場合には、原則として管理者が適宜取り替えや補修を行う。また、取り替えや補修が困難な場合は、行政に相談する。

#### （密閉性の高い容器への収納）

- 汚泥等の水分の多い特定廃棄物の保管によって、周辺への汚水の流出のおそれがある場合には、ドラム缶等の密閉性の高い容器を選択することが望ましい。ただし、ケミカルドラム缶が採用できないなど、保管期間中のドラム缶の腐食が懸念される場合は、遮水シート等との併用が望ましい。
- 水分を含む廃棄物をフレキシブルコンテナに収納する場合は、想定される保管期間等、必要に応じて二重構造や内側コーティング仕様のクロス形フレキシブルコンテナや、ランニング形のフレキシブルコンテナを選択することにより、汚水の流出防止を図る。

図 2-8 に水分の多い廃棄物を密閉性の高い容器に収納した場合の汚水漏出防止の措置の例を、また、図 2-9 に水分を含む廃棄物を密閉性の低い容器に収納した場合の汚水漏出防止の措置の例を示す。



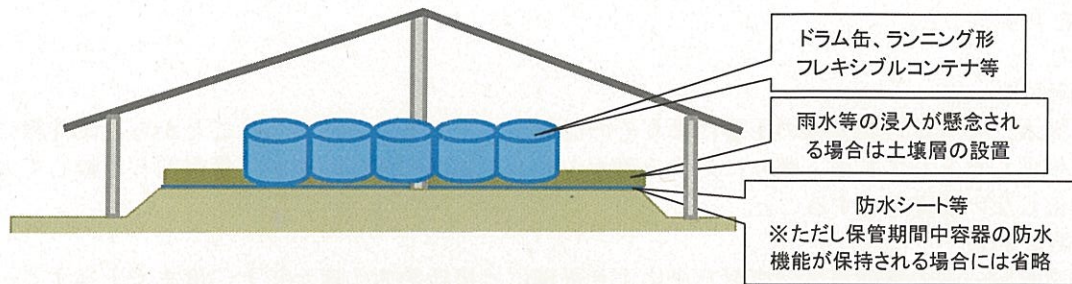


図 2-8 水分の多い廃棄物を密閉性の高い容器に収納した場合の汚水漏出防止（例）

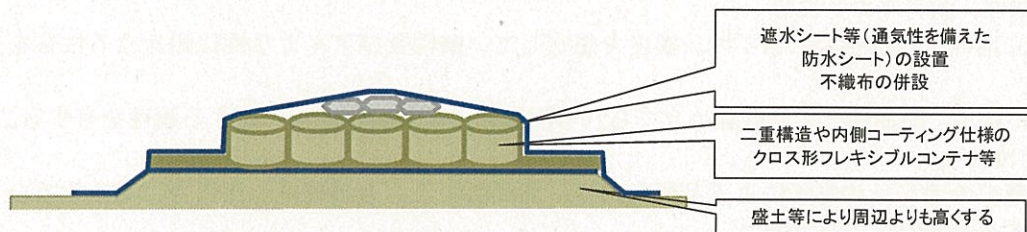


図 2-9 水分を含む廃棄物を密閉性の低い容器に収納した場合の汚水漏出防止（例）

（汚水漏出のおそれがある地下に浸透するおそれのある場合：遮水シート等の設置）

- ・ 汚水漏出のおそれがある地下に浸透するおそれのある場合は、遮水シートの設置等の措置を行う。この場合、汚水の受け皿（適切な排水先（排水溝等）、吸着材等）が確保されていることを確認する。
- ・ 遮水シート等の構造、材質は、最終処分場における遮水工用のシートとして求められる基準（下記参照）を満たすシートを参考に、保管の条件に適したものを選択する。
- ・ 遮水シート等の破損が懸念される場合は、遮水シート等の保護を目的として、遮水シート等と地面や廃棄物との間に「保護マット（不織布その他）」を設置する。

（参考）

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成 10 年 7 月 16 日 環企第 301 号・衛環第 63 号）

（六） 遮水シート

表面遮水工の遮水材として遮水シートを使用することが一般的に行われており、その材料としては合成ゴム系、合成樹脂系及びアスファルト系のものが一般的に用いられていること。

遮水シートの厚さは、施工作業及び埋立作業によりその表面に傷が発生した場合又は品質が劣化した場合においても十分な強度及び遮水性を確保すること並びに補修等を可能とすることを考慮して、アスファルト系以外の遮水シートについては一・五ミリメートル以上、アスファルト系の遮水シートについては三ミリメートル以上とすること。

命令第一条第一項第五号イ（一）に規定する保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シートとは以下の性質を有するものをいうこと。なお、遮水シートの接合部についても同様の性質又は性能を有する必要があること。

①遮水の効力

遮水シートの材質について埋立地内部の保有水等を浸出させない十分な遮水性を有すること。また、遮水シートの表面に穴、亀裂等が認められないこと。

②強度

廃棄物又は保有水等により想定される荷重、埋立作業用の車両等による衝撃力、これらにより生じる安定計算上許容しうる基礎地盤の変位並びに想定される温度応力に対し、強度及び伸びにより対応でき

る性能を有すること。

### ③耐久力

#### ア 耐候性

遮水シートは、紫外線の影響によりその品質が劣化するおそれがあることから、紫外線に長期間暴露したとしても引っぱりに対する遮水シートの強度や伸びの率が、暴露前と比較して大きく劣化しない性質を有すること。

#### イ 熱安定性

遮水シートの表面温度は直射日光により夏期には摂氏約六〇度から七〇度まで上昇する一方、冬期は摂氏氷点下約二〇度まで低下する可能性があり、また、廃棄物の分解反応により埋立地の層の内部の温度が上昇することがあるため、これらの温度変化に対する耐性を有すること。

#### ウ 耐酸性、耐アルカリ性等

埋立地の保有水等の水素イオン濃度を想定して、酸性及びアルカリ性に耐えうる性質を有すること。

このほか、耐油性その他の埋め立てられる廃棄物の化学的な性状に対する耐性を有すること。

#### エ その他

大気中のオゾンの影響による品質劣化や、曲げによる応力が継続した場合に発生するひび割れに対する耐性を有すること。

### ④その他

遮水シートの敷設、接合等において不具合が生じないように、施工性のよいものであること。

### (遮水シート等設置にあたっての留意点)

- ・ 保管する特定廃棄物がシートの外に出ることのないよう、廃棄物を置く範囲よりもシートを広めに取って設置する。
- ・ 地面の凹凸がある場合は予め整地した上で設置することによりシートの破損を防ぐ。
- ・ 遮水シート等は一重を基本とするが、保管が一定の期間にわたる場合は、二重敷設も検討する。
- ・ 遮水シート等の厚さは、保管場所の条件や想定される保管期間等を考慮し、適切なものを選択する。遮水シートの厚さには0.5ミリメートル、1.0ミリメートル、1.5ミリメートル等の種類があり、最終処分場における遮水工用のシートとして求められる厚さは1.5ミリメートルとされているが、保管場所の条件によっては、より薄いシートでも対応可能な場合があると考えられる。
- ・ 廃棄物から漏出した汚水が遮水シート上に溜まることを防ぐため、次のような措置を取る。
  - ◆ 土壌（一定の粘性を有するもの。細粒分 15～50%程度。）を遮水シートの上に敷き、その上に容器を設置する。なお、ベントナイトやゼオライトなどのセシウムの吸着能のある物質の混合土を用いることも有効である。
  - ◆ 汚水の受け皿（排水溝、汚水受け等）を確保した上で、保管場所に傾斜をつけ、汚水が当該受け皿へ流入するようにする。受け皿に溜まった汚水は、ドラム缶等に収納し保管するなど、取り扱いに留意する必要がある。
  - ◆ その他、汚水の溜まりを防止するために有効な措置。
- ・ 遮水シート等の破損が懸念される場合は、遮水シート等の保護を目的として、遮水シート等と地面や廃棄物との間に「保護マット（不織布その他）」を設置する。
- ・ 特定廃棄物の搬入時、積替え時、場内移動時において遮水シート等の破損が懸念される



場合は、必要に応じて、遮水シートの上に保護マット（不織布等）、保護土層、重機が入るための鉄板を設置するなど、必要な措置を講じる。

#### （粘性土層等の設置）

遮水シートに替えて、粘性土層等の土壌層を設置する方法もある。特に水分を多く含む特定廃棄物の保管が一定の期間にわたる場合は、ベントナイトシート等の粘性土層や、セシウム吸着能を有する土壌層の設置を検討することが望ましい。

#### （その他の措置）

中間処理施設などの施設において、水分の少ない特定廃棄物を屋内（コンクリート床構造）に保管する場合など、特定廃棄物の性状や現場の状況から、遮水シート等や粘性土層等の設置と同等の汚水流出防止を確保できる場合には、遮水シート等の設置をしないで保管することが可能と考えられる。ただし、コンクリート中に浸透した放射性物質は除去しにくい（コンクリートごとにはぎ取る必要がある）ため、塗装で保護しておくことが望ましい。

### 2.1.4 雨水又は地下水の浸入防止

#### 規則第24条第1項第1号

第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

#### 規則第15条第1項第4号

特定廃棄物に雨水又は地下水が浸入しないように、特定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

#### 【対策の趣旨】

屋外で特定廃棄物を保管する場合、風雨等にさらされることにより雨水が特定廃棄物に浸入するおそれがある。また、地下水位の状況によって地下水が特定廃棄物に浸入するおそれがある場合は、特定廃棄物と地下水との接触を避ける必要がある。こうした特定廃棄物への雨水又は地下水の浸入を防止するため、必要な措置を講ずる必要がある。

#### ＜対策の例＞

- ・ 屋外で特定廃棄物を保管する場合における雨水又は地下水の浸入防止にあたっては、保管場所の状況や、廃棄物を収納した容器の防水性等に応じて適切な浸入防止策を選択する。
- ・ 浸入防止策の前提として、雨水の溜まりやすい窪地や地下水位の高い場所を避けて保管する。また、保管場所側面からの雨水等の浸入を防ぐため、盛土により周囲よりも高くなった場所に保管場所を設置したり、物流輸送用の「パレット」を設置することも効果的である。
- ・ 雨水の排水先（排水溝等）が確保されていることを確認する。

### (屋内又は屋根を設置した場所での保管)

- ・ 建屋内に保管することにより雨水等の浸入防止を図る。
- ・ 建屋のほか、テントや防水シート等によって屋根を設置した場所に保管することにより、雨水等の浸入防止を図る(図 2-10)。ただし、テントや防水シート等による屋根の設置にあたっては、内部に風雨が吹き込むなど、雨水等が浸入することのないように配慮する必要がある。また、仮設テントの設置によらず防水シートを張って屋根を設置するなどの場合は、風雨等の影響による屋根等の破損等のおそれがあるため、一定の防水性を有する容器(ドラム缶やランニング形フレキシブルコンテナ等)に収納した廃棄物の場合に限るなどの配慮が必要である。

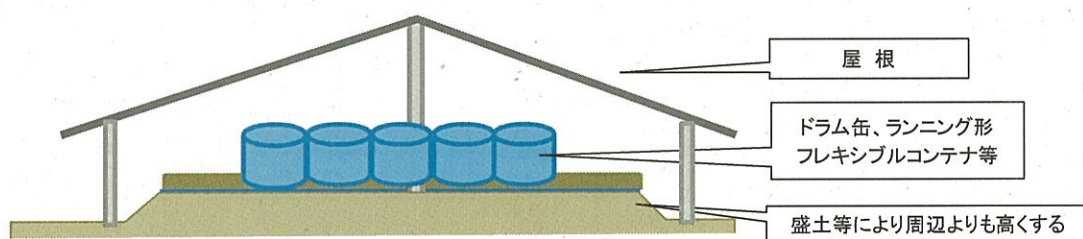


図 2-10 屋根設置 (例)

### (遮水シート等の設置)

- ・ 特定廃棄物の全面を遮水シート等で覆うことにより、雨水又は地下水が浸入することを防止する(図 2-11)。
- ・ 遮水シートの構造、材質は、特定廃棄物又は特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染の防止に係る遮水シート(「エラー! 参照元が見つかりません。」参照)に準ずるが、薄いあるいは柔軟性のあるシートを選択するなど、施工性を考慮する必要がある。
- ・ 腐敗性特定廃棄物の保管場所では、火災防止の観点から通気性を確保するため、通気性を備えた防水シート(遮水シートに近い防水性を有しつつ、ガスを通す機能を備えたシート。以下同じ。)で覆うことが望ましい。
- ・ 遮水シート等の中央部をやや高めにして雨水が溜まりにくいようにする。
- ・ 保管が一定の期間にわたる場合は、耐候性を備えた不織布等を併用する。
- ・ 遮水シート等に破損が確認された場合には、原則として管理者が適宜取り替えや補修を行う。また、取り替えや補修が困難な場合は、行政に相談する。

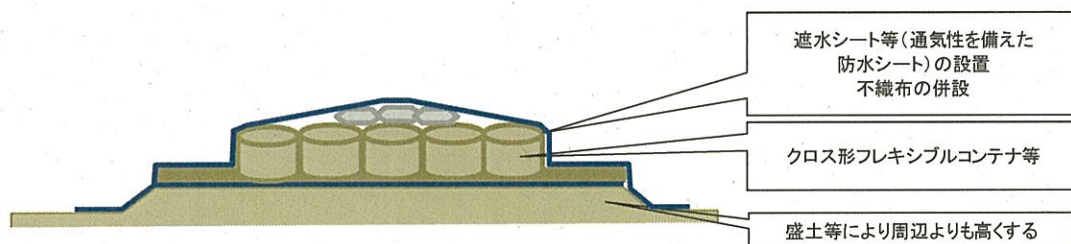


図 2-11 遮水シートの設置 (例)

## 2.1.5 悪臭の発散防止

### 規則第 24 条第 1 項第 1 号

第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

### 規則第 15 条第 1 項第 5 号

保管の場所から悪臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

#### 【対策の趣旨】

保管場所周辺における生活環境の保全等の観点から、保管する廃棄物からの悪臭が周囲に発散しないようにする必要がある。

#### <対策の例>

- ・ 汚泥など、悪臭の発散が懸念される廃棄物を保管する場合は、ドラム缶、ランニング形フレキシブルコンテナ等の容器の選択や、シートで覆う等の措置によって、保管の密閉性を高めることにより、悪臭の発散を防止する。
- ・ 腐敗のおそれの高い廃棄物など、悪臭の発散が懸念される一方で、密閉性を高めることで蓄熱、発火の懸念がある廃棄物については、火災防止を図る必要があることから、周囲の状況を勘案し、周辺との距離を取る等の措置を併用することにより、悪臭発散による生活環境保全上の支障の防止に努める。

## 2.1.6 害虫発生防止

### 規則第 24 条第 1 項第 1 号

第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

### 規則第 15 条第 1 項第 6 号

保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

#### 【対策の趣旨】

保管場所周辺における生活環境の保全等の観点から、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする必要がある。

#### (ねずみ・衛生害虫発生の可能性)

- ・ 腐敗性特定廃棄物（有機性汚泥、家畜排せつ物、堆肥等）については、発酵により高温が維持されることにより、冬季でもハエの世代交代が行われ、気温が上昇する時期に大量に発生する可能性があることから、注意が必要である。
- ・ ねずみに関しても、餌と温度が確保されることにより、ハエと同様のことが言える。
- ・ 周囲の排水路や溜まり水がある場所においては蚊の発生源になることが考えられる。

#### (発生予防対策等)

- ・ 保管場所周辺での目視調査により、定期的に状況を調査することが望ましい。
- ・ 腐敗性特定廃棄物をできる限り種類別に1か所に集積し、分散させないこと。これによって殺虫剤処理などの対応が行いやすくなると思われる。
- ・ 廃タイヤや廃浴槽等雨水が溜まりやすい所については、蚊の発生を防ぐために予め水を除去しておくこと。また、保管期間中に雨水が溜まりにくい状態にしてから積上げることが望ましい。
- ・ 腐敗性特定廃棄物を容器でこん包することにより、ハエの産卵、羽化を抑制すること。また、屋外で容器を用いずに保管する場合は、シートで覆うか覆土を行う。
- ・ 腐敗性特定廃棄物をシートで覆う等の措置を講ずることにより、ねずみの侵入を防止する。
- ・ 状況に応じて殺虫・殺鼠剤を使用する。

### 2.1.7 特定廃棄物とその他の物との混合防止

#### 規則第24条第1項第1号

第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

#### 規則第15条第1項第7号

保管の場所には、特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

#### 【対策の趣旨】

特定廃棄物の保管においては、その他の物との混合することのないよう必要な措置を講ずること。

#### <対策の例>

##### (特定廃棄物を仮置場、中間処理施設敷地内等で保管する場合)

- ・ 特定廃棄物の保管においては、他の特定廃棄物等（特定一般廃棄物、特定産業廃棄物を含む。）と混合しないよう、現場の状況に応じてシートによる覆いや土嚢等による仕切りを設ける、又は、保管場所を分ける等の措置を講ずること。
- ・ 事故由来放射性物質による汚染状態が指定基準以下である廃棄物については、当該指定基準を超える物と保管場所を分けること。
- ・ 除去土壌と特定廃棄物を分けて保管すること。仮置場への除去土壌の搬入があり、除去土壌と特定廃棄物のそれぞれの置き場に十分な距離の確保が困難な場合には、それぞれの表面をシートで覆うとともに、土嚢、土嚢+コンクリートパネル（合板）、コンクリートブロック等で中間に仕切りを設ける等の措置を講ずること。

##### (管理型最終処分場で保管する場合)

- ・ 保管場所を他の廃棄物の埋立場所と分けること。保管場所の記録をとること。
- ・ 既存廃棄物との混合を防止するため、当該処分場の最終（又は中間）覆土（50センチメートル）の上に保管場所を設置すること。底面遮水工上面に直接積上げるとは避ける。